

楽天ペイ（オンライン決済）サービス利用規約

（適用範囲）

第1条 この利用規約（以下「本規約」という）は、楽天ペイ（オンライン決済）サービスに係るPGマルチペイメントサービスに関して適用される。本規約に定めのない事項（用語の定義を含む）については「PGマルチペイメントサービス利用規約」（以下「利用規約」という）第1章の定めによる。本規約の定めと利用規約の定めが矛盾抵触する場合には、本規約の定めによる。

（用語の定義）

第2条 本規約における用語の定義は以下の各号のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|---|
| (1) 楽天ペイ（オンライン決済） | 甲を売主とする商品の販売又は提供契約について、その代金等の決済のときに、楽天ペイメント株式会社（以下「丙」という）が提供する決済手段であって、本決済事業者が管理する楽天ID（第3号において定義する）に対応して登録されているクレジットカード、楽天キャッシュ等の丙所定の方法を利用して商品代金の決済を完了させること |
| (2) 楽天ペイ（オンライン決済）サービス | PGが提供する楽天ペイ（オンライン決済）による商品の代金等の決済の支援を目的としたデータ処理等を実施するサービスであって、本規約が定めるもの |
| (3) 楽天ID | 本決済事業者が作成・発行する買主の識別記号であって、買主のカード番号等、有効期限その他買主に関する情報と対応して本決済事業者に登録されているもの |
| (4) 本決済事業者 | 楽天ペイ（オンライン決済）を提供する主体となっている事業者、及び、その提携事業者であってPGと当該決済方法の取扱いに関する契約を締結している事業者又はPGがその提携事業者である場合にはPGの総称をいい、丙の他、楽天グループ株式会社、楽天Edy株式会社、楽天カード株式会社、株式会社ジェーシービーを含む |

（楽天ペイ（オンライン決済）サービスに関する本サービスの内容）

第3条 楽天ペイ（オンライン決済）サービスの内容は、利用規約第1章第1節のとおりとする。

（楽天ペイ（オンライン決済）サービスに関する本サービスの利用）

第4条 甲が楽天ペイ（オンライン決済）サービスに関する本サービスの利用を希望する旨を記載した本申込書等をPGに提出した後、楽天ペイ（オンライン決済）サービスを利用可能な店舗として甲が登録された旨の通知及び楽天ペイ（オンライン決済）サービスの提供開始日の通知の双方をPGから受けた場合、本規約は本利用契約の内容に含まれ、楽天ペイ（オンライン決済）サービスが本サービスに追加される。甲は、通知を受けた当該提供開始日以降、楽天ペイ（オンライン決済）サービスを利用することができる。但し、甲が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができる。

（楽天ペイ（オンライン決済）サービスの利用の特例）

第5条 甲は、楽天ペイ（オンライン決済）サービスの利用の特例として本申込書等記載の初期導入費用等及びこれらに対する消費税等相当額をPGに支払う。その支払方法に関しては、利用規約第6条の規定を準用する。

（甲の遵守事項等の特例）

第6条 甲は、楽天ペイ（オンライン決済）のサービス名称、サービスロゴ、アクセプタンスマーク等の表記を行う場合において、丙の指定するレギュレーションに沿った適切な表記を用いなければならない。

（免責に関する特例）

第7条 甲は、本加盟店契約において丙が定める機能の全てが楽天ペイ（オンライン決済）サービスで利用できるものではなく、丙が甲に対して利用を認める機能についてのみ利用することができる（当該機能を「利用可能機能」という）ことを予め承諾し、PGは利用可能機能以外の楽天ペイ（オンライン決済）サービスの機能について何らの責任を負わない。

2. 甲は、本加盟店契約に基づき、決済売上金につき支払いを拒絶され若しくは丙又は買主に対して返還するよう請求を受けた場合、又は、本利用契約に基づき、引渡金につき支払いを拒絶され若しくはPGに対して返還するよう請求を受けた場合、当該拒絶又は返還についてのPGから何らかの指示（関連事実の調査や決済売上金又は引渡金の返還を含むがこれらに限られない）に速やかに応じなければならない。

3. 前項の拒絶又は返還に関連し、甲に何らかの損失、損害等が発生した場合であっても（PGからの指示の有無は問わない）、当該損失、損害等の発生原因が専らPGの責に帰すべき事由による場合を除き、当該損失、損害等についてPGは何らの責任を負わず、また甲はPG及び本決済事業者に対して債務不履行、不法行為その他法律構成の如何を問わず損害賠償請求をすることができない。

（事後効）

第8条 本利用契約のうち、楽天ペイ（オンライン決済）サービスに関する本サービスに関連する部分が事由の如何を問わず終了した後においても、第7条及び本条はなお無期限に有効とし、当該終了の日までに本利用契約に基づき発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は本利用契約の終了によって影響を受けない。

《楽天ペイ（オンライン決済）サービスにおいて代表加盟サービスを利用する場合における特例》

（適用範囲）

第9条 本代表加盟サービスに関する特例の規定は、利用規約第1章第2節の規定に付加し、PGが甲の代理人として楽天ペイ

(オンライン決済) サービスにおける加盟申請を行うこと並びにかかる加盟申請に対して承認された楽天ペイ (オンライン決済) サービスに係る甲の通信販売に関してのみ適用される。本代表加盟サービスに関する特則に定めのない事項については、本規約の定めによるものとし、本代表加盟サービスに関する特則の定めと本規約の定めとが矛盾抵触する場合には本代表加盟サービスに関する特則の定めによる。

(代表加盟サービスの内容)

第10条 楽天ペイ (オンライン決済) サービスにおける代表加盟サービスの内容は、利用規約第1章第2節に定めるとおりとする。

(代表加盟サービスの利用)

第11条 楽天ペイ (オンライン決済) サービスにおける代表加盟サービスの利用は、利用規約第1章第2節に定めるとおりとする。

(代表加盟サービスの利用の対価)

第12条 甲は、楽天ペイ (オンライン決済) サービスにおける代表加盟サービスの対価として本申込書等記載の初期導入費用等並びにこれらに対する消費税等相当額を PG に支払う。その支払方法に関しては、利用規約第6条の規定を準用する。

(甲の遵守事項等の特則)

第13条 利用規約第22条の定めにかかわらず、甲はPGに届出た事項のうち、代表者、取扱商材又は販売方式若しくは取扱店舗の変更が生じる場合には、予めPGに届け出て、丙の承認を得なければならない。丙の承認なく変更された場合、PG及び丙は、甲における楽天ペイ (オンライン決済) 又は楽天ペイ (オンライン決済) サービスの利用を禁止することができるものとする。

2. 甲は、以下の各号の事由のいずれかに該当すると丙が判断した場合、PGが丙の要請を受けて甲に対して改善等の対応を求めることがあることに同意し、対応を求められた場合は、協力するものとする。

- (1) 甲又は甲の従業員等の故意又は過失により丙が損害を被った場合
- (2) 甲が本加盟店契約に違反した場合
- (3) 甲が丙との他の契約に違反した場合
- (4) 甲の信用状態に重大な変化が生じたと認められる客観的事態が発生した場合
- (5) 買主からの苦情等により、加盟店として適当でないと丙が判断した場合
- (6) 甲の営業内容に著しい変化があり、変化後の営業内容が公序良俗に反すると丙が判断した場合
- (7) 前各号の他、丙が必要と判断した場合

3. 甲は、PGが丙の要請を受けて楽天ペイ (オンライン決済) サービスに関するセキュリティ又は買主の楽天ペイ (オンライン決済) サービスの利用形態の調査等に関する情報提供等を甲に求めた場合は、これに最大限の協力をするものとし、丙が合理的範囲内でかかる調査結果及び情報を利用し、公表すること、並びに他の事業者等に対してこれらの情報を開示することに予め同意し、甲の責任と費用においてそのために必要な措置を講じるものとする。

以上